**基準１－３　法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

分析項目１－３－２　法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式１－３－２）

※　公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できるURLを記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URLではなく具体的な公表方法を記載してください。

※　他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当Noを記載しています。

| No | 公表が求められている事項（法令の条文等抜粋） | | 公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL等）） |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 《専門職大学院設置基準　第20条の７》 | | |
| １ | 第１項 | 六　連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（次条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合 |  |
|  | 《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン　６ その他法科大学院に求められる事項（１）法科大学院の教育課程等の公表》 | | |
| ２ |  | ①　教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 |  |
| ３ |  | ②　成績評価の基準及び実施状況 |  |
| ４ |  | ③　修了認定の基準及び実施状況 |  |
| ５ |  | ④　司法試験法第４条第２項第１号の規定による認定の基準及び実施状況 |  |
| ６ |  | ⑤　修了者の進路に関する状況 |  |
| ７ |  | ⑥　志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること |  |
| ８ |  | ⑦　標準修業年限修了率及び中退率 |  |
| ９ |  | ⑧　法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目 |  |
| 10 |  | ⑨　授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置 |  |
| 11 |  | ⑩　社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率 |  |
| 12 |  | ⑪　文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率 |  |
| 13 |  | ⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率 |  |